

地域共生社会の実現に向けたポイント

2つのアプローチ

2つの構造(体制づくり)

地域における住民主体の課題解決 ・包括的な相談支援体制のイメージ

小中学校区

地域における住民主体の課題解決

- 〇住民に近い圏域で、
 - 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
 - 住民団体等によるインフォーマル活動への支援
 - 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディ ネート機能など地域課題の解決に向けた体制

市町村

包括的・総合的な相談支援体制の確立

〇相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化した二一ズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制



杵築市における支援を要する者の概要

【平成30年3月末現在】

項目	内容
面積	280.08 km²
世帯数	13,540 世帯 (1世帯当たり 2.2人)
人口	29, 772 人 (男:14,368人 女:15,404人)
高齢者人口 ・ 高齢化率	10, 648 人 35. 8 %
要介護認定者数 • 認定率	1, 725 人 16. 2 %
ひとり親世帯数	266 世帯 399 人(H28.3)
身体障害者手帳交付者数	1級 476人 2級 251人 3級 315人 4級 433人 5級 110人 6級 153人 計 1,738人
療育手帳交付者数	知的障害A 123人 B 151人 計 274人
精神保健福祉手帳交付者数	1級 7人 2級 151人 3級 36人 計 194人
生活保護の状況	342世帯 438人 (保護率:1.47%)

杵築市の地域・保健・福祉・医療について

現状•課題

- 少子高齢化の進展に伴い急激な人口減少時代(年間:約400人減)を迎え、 空き家の増加とともに、地域コミュニティが維持できない集落が出現しはじめて おり、第一次産業の後継者不足により耕作放棄地等が増大している
- 制度や分野にとらわれない地域課題の把握、住民主体による助け合いシステムの構築、相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域の課題を地域で解決する組織の育成が必要(住民自治協議会(小学校区))
- 高齢者人口は緩やかに減少するが、医療や介護のリスクが高い85歳以上人口は今後も増加する(医療、介護サービスの基盤整備)
- 子育て・生活困窮・介護等の複合的課題を有する世帯が増えるとともに、単身の精神障がい者が増加している(引きこもり支援)
- 地域包括ケアシステムを担う関係職員のアセスメント能力向上等を図る人材育成への取組が急務となっている(専門職の資質向上)
- 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築が必要であり、その要請に対応することが可能となる基幹機能の整備が必要である(全世代対応型包括支援センター)

きつき版地域包括ケアシステムの構築には

- 1. 濃密な地域コミュニティーの再構築 (小学校区単位)
 - 〇住民自治協議会機能強化のための人材確保
 - ・生活支援コーディネーター ・地域福祉コーディネーター ・集落支援員等
 - 〇地域住民主体のまちづくり
 - ・地域の課題を地域で解決するしくみづくり ⇒ 地域計画作成
- 2. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現
 - ○全世代を対象とした「地域ケア会議」の開催 ⇒ 連携 ・ 人材育成ツール
 - ○社会福祉協議会の改革 ⇒ 地域福祉を担える組織へ
- 3. 健康寿命の延伸
 - 〇目的を見失った人生が20年以上続く ⇒ 生きがい探し ⇒ 生涯現役 · 就労型デイサービス · 利便性の高い交通手段 · 生活支援サービス
- 4. 一億総活躍社会の実現
 - 〇人口減少 ⇒ 労働力不足(深刻な人手不足) ⇒ ハンディがある人、 一度失敗した人も貴重な戦力
- 5. 地域生活支援拠点の整備
 - ○相談(入口) ⇒ 生活訓練、就労訓練 ⇒ 自立(出口)まで一貫した支援
- 6. 前世代を対象とした包括的な相談支援機能の整備 〇全世代対応型地域包括支援センター



杵築市保健医療福祉総合計画2018

- 地域包括ケアシステム強化法に基づく社会福祉法の改正に伴い、市町村地域福祉計画は、福祉の 各分野における共通事項を定めた各計画の上位計画と位置づけることとされた
- 地域共生社会の推進のためには、市における各種福祉サービスの基礎となる各部門計画が、全世 代に対応した地域包括ケアシステムの共通認識のもと、一体的に策定される必要がある。平成30年には、 介護保険事業計画、障がい福祉計画等、複数の計画が改定時期を迎えることもあり、これらを総合的な 地域福祉計画として一体化し、保健医療福祉総合計画2018を策定する

策定計画(予定)

地域福祉計画、介護保険事業計画・老人福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、成年後見制度 利用促進基本計画、子どもの貧困対策計画、健康増進計画・食育推進計画、自殺対策計画、国保特定 健康診査等実施計画・保健事業実施計画、地域医療の取組

策定委員(予定)

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者(公募委員)、市議会議員、 関係行政 **×20名** 機関職員 等

スケジュール(予定)





介護保険事業計画:

老人福祉計画

障害者基本計画

障害者福祉計画

基本計画

健康づくり計画

自殺対策計画

地域福祉計画

地域医療構想

障害者成年後見制度利用促進

子ども・子育て支援事業計画・

子どもの貧困対策推進計画

次世代育成支援対策行動計画

(健康增進計画・食育推進計画)

国民健康保険データヘルス計画

国民健康保険特定健診等実施計画

3	保健	建医療福祉関係の各種計画の概要			
計画名		根拠法令	現行	備考	

期間

3年

10年

3年

5年

10年

5年

5年

5年

・法により3年を1期とする

国の基本指針に即して策定する

国の基本指針に即して策定する

国の計画を勘案して策定する

国の基本指針に即して策定する

・市町村計画は、法定されていない

・法により5年を1期とする

・国計画は、平成29年春頃閣議決定予定

国の基本指針・基本計画及び県計画を勘案して策定する

・特定健診等実施計画、健康増進計画と整合性を図ること

法により5年を1期とする(第3期(30年度)分より6年を1期)

医療計画の期間に関わらず、2025(平成37)年を見据えた計画

・杵築市では第1期のみ4年とし、以降上記計画と連動

・杵築市では、平成31年度に必要な見直しを行う

国の大綱及び県計画を勘案して策定する

・平成29年度はモデル市町村のみで策定

・県医療計画(次期:平成30年~36年)の一部

・国の基本指針に即して策定する

策定は努力義務

策定は努力義務

両計画は、一体のものとして策定する

保健医療福祉関係の各種計画の概要
用仁

介護保険法第117条

障害者基本法第11条

関する法律第23条

健康増進法第8条

食育基本法第18条

実施等に関する指針

社会福祉法第107条

医療法第30条の4

自殺対策基本法第13条

障害者総合支援法第88条

成年後見制度の利用の促進に

子ども・子育て支援法第61条

子どもの貧困対策の推進に関する法律

次世代育成支援対策推進法第8条

国民健康保険法に基づく保健事業の

高齢者の医療の確保に関する法律第19条

老人福祉法第20条の8

保健医療福祉総合計画(地域福祉計画:横ぐし部分)について

現状と課題

- 〇高齢化と急速な人口減少の 進展。将来的には、コミュニ ティーの維持が困難な地域も 存在。
- 〇地域住民のつながりの希薄 化と地域の支援機能の低下。
- 〇複雑化・複合的化した課題 に対し、対象者ごとに『縦割り』 で整備された公的な支援制度 の下では、対応が困難なケー スも存在。
- ○支援を必要とする人が自ら 相談に行く力がなく、地域の中 で孤立しているケース(ひきこも りなど)が問題。
- 〇公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にある人への支援や、買い物・通院の際の移動手段の確保といった身近な生活課題への支援など、公的制度だけでは支援しきれない人への支援の必要性が高まっている。

基本方針

- ①地域住民が支え合う福祉のまち づくりの推進
- ・地域のつながりの強化
- ・地域住民が自主的に活動できる 体制づくりの支援
- ②協働して支える福祉のまちづくり の推進
- ・地域住民と住民自治協議会、社会福祉協議会等の地域団体並びに行政とが連携・協働した地域課題の把握と解決
- ③相談・支援体制の強化
- ・それぞれのライフステージに合わせた包括的かつ継続的な相談支援体制の整備
- ④誰もが安心・安全に暮らせるま ちづくりの推進
- ・誰もが住み慣れた地域で安心 して生活できるような生活環境 の整備

主な取組例

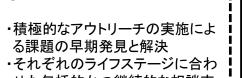
- ○住民交流の場づくり、場の利用促進
- 〇農福連携による就農の場の提供や生き がいづくりの推進
- 〇地域課題を早期に発見・解決する仕組 みづくり(住民自治協議会の強化、地 域支援員、地域福祉コーディネーター の育成・配置)
- ○地域のニーズと資源の状況把握及び関係者のネットワーク化の推進(生活支援コーディネーターの配置等)
- ○見守りや訪問、移動、買い物支援など の身近な生活課題の把握、検討
- 〇地域ケア会議による関係機関の連携強 化と人材育成、地域課題の抽出、検討
- ○包括的かつ継続的な相談支援体制の整備(全世代対応型の包括支援センターの開設、相談支援包括化推進員の配置)
- 〇地域での包括的な生活支援拠点の体 制整備
- ○関係部署との情報の一元化の推進
- 〇要支援者の避難計画の策定と避難支援 体制の整備
- ○虐待防止の推進と啓発
- ○成年後見制度の利用周知と実施機関の 設置
- ○地域とのネットワークの強化とアウトリー チの実施による支援を必要とする者の 早期発見・支援
- ○貧困の連鎖を防ぐための子供の学力支援等、自立に向けた取組の推進



構

築

全







・人口 住民自治協議会 13 地区の状況 ●大田地区 ・面積 ・1,308 人 • 高齢化率 • 46.0 km ・年少人口割合 ●立石地区 ●向野地区 · 51.7% · 人口密度 ・892 人 ・339 人 · 6.1% • 16.1 km • 13.4 km ·28.4 人/km² (H29.9.30 住民基本台帳) · 43.4% · 49.6% ●北杵築地区 · 9.4% · 5.6% ●大内地区 ・1,339 人 ·66.6 人/km ·21.1 人/km • 24.5 km ・2,015 人 • 13.2 km · 47.6% · 6.8% · 35.8% ●山浦地区 ·54.7 人/km · 10.2% ・573 人 · 152.7 人/km² • 19.5 km² · 49.6% ●杵築地区 • 4.5% ・8,552 人 · 29.4 人/km • 5.8 km · 23.6% · 16.0% ●上地区 · 1,474.5 人/km ・1,018 人 • 42.7 km² · 47.8% ●奈狩江地区 · 5.8% · 23.8 人/km ・3,171 人 • 19.1 km · 36.4% · 10.4% ●東山香地区 ●中山香地区 · 166.0 人/km ・2,938 人 ・1,073 人 ●八坂地区 • 25.2 km² • 27.2 km² ・3,387人 • 35.3% · 48.9% ●東地区 • 16.4 km · 12.8% · 6.1% ・3,358 人 · 37.1% · 116.6 人/km ·39.4 人/km • 11.8 km · 10.8% · 38.4% · 206.5 人/km • 9.4% · 284.6 人/km

地域における住民主体による地域課題解決体制づくり

【〇〇地区住民自治協議会】

総会

'一人一役'

監事

理事会

顧問

評議員会

事務局

地域づくり協力隊 生活支援コーディネーター 地域福祉コーディネーター 地域(集落)支援員 市役所再任用職員

自治部会

自治会長 防災士協議会 交通安全協会

- •防災訓練
- ・防犯パトロール
- ・空き家対策
- 拠点づくり

産業部会

商工会 農•漁協

- •耕作放棄地
- •里山再生
- ・地域ブランド
- •6次産業

福祉部会

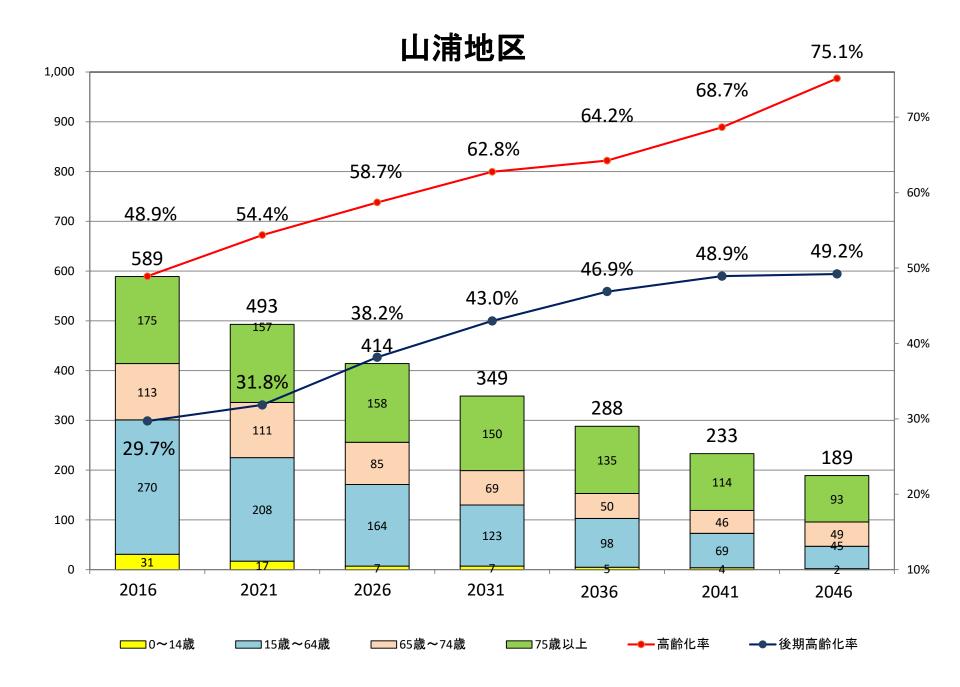
地区社協 老人クラブ 健康づくり推進員会

- •生活支援
- •介護予防
- 健康づくり
- ・子ども食堂

教育部会

地区公民館 サークル 子ども会

- •生涯学習
- •社会教育
- •人材育成
- ・スポーツ



住民自治協議会地域づくり計画 (抜粋)

	項目	活動内容	具体的な内容
地域福	1. 生活支援	①買物支援 ②自宅の草刈り・掃除・修理 ③病院の送迎 ④定期的な見守り	・移動販売個別対応・ニーズ調査/利用者登録/ドライバー登録・ミニサロン/・有償ボランティア
· 社 -	2. 生涯学習	①各教室の開催 ②いきいきサロン	・健康体操/脳トレ/料理/パソコン/ ・現状のブラッシュアップ/買物サロン
· 防 災	3. 子育て支援	①児童の放課後・長期休暇支援 ②こども食堂 ③高齢者と子どものふれあい	・学習支援/軽スポーツ/ゲーム・おやつづくり/一緒に食べ学ぶ・花壇や庭園の手入れ/昔の遊び
	4. 防災拠点	①防災訓練/炊き出し訓練 ②AED操作/災害学習	緊急時の食糧確保/炊き出し訓練過去の災害振り返り研修
地	項目	活動内容	具体的な内容
域間交流	1. 拠点整備 廃校 ↓	①校舎のレイアウト案作成 ②食堂、調理場の整備 ③宿泊機能の整備 ④交流スペースの確保	・合宿/里帰り/キャンプ(夜間利用が可能) ・体験(農林業)型観光メニュー/登山 ・シェアハウスの運用 ・3世代交流の場づくり
流 •	コミュニティセンター	①公園整備(屋外イベント広場) ②もみじ街道	・花木植栽/雑木間伐/ベンチ・東屋整備 ・市道沿線の環境整備
産業		①加工場・販路開拓の体制整備 ②直売所の整備	・農家(地域住民)から農産物を集荷し加工品作り・山香米のブランド化 【コミュニティビジネスの展開】
振興		①地域資源を活用した観光事業 ②支援農家(関係人口)の確保	·薬草栽培 ·耕作放棄地、里山再生

- ◆ 集落営農実施23地区では、**市平均要介護認定率約17%に比べ14.3%と低い**
- ◆ 「長く作業を続けられる環境づくり」=「介護予防につながる」と考えられる。

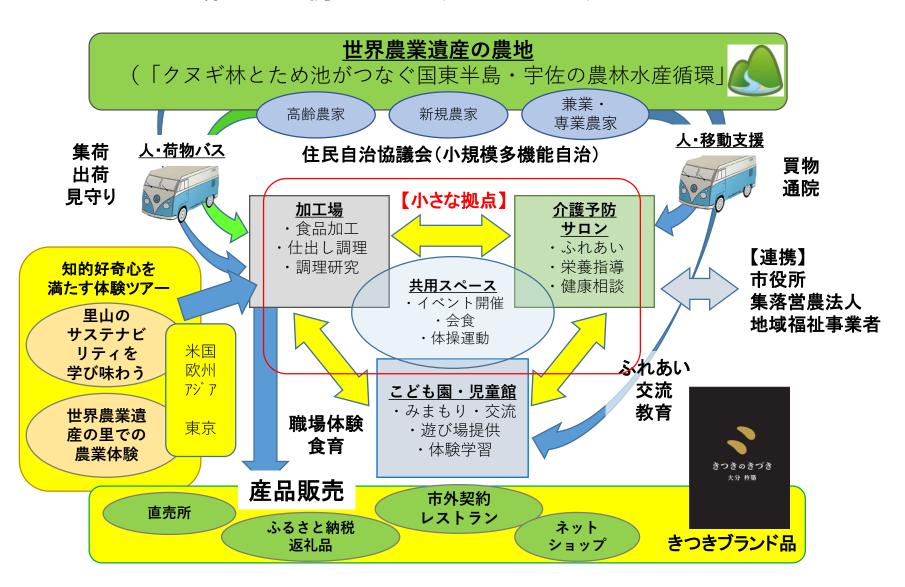
地区名	人口	65歳以上	高齢化率	後期高齢者率	認定者数	認定率
小狭間	110	51	46.4%	20.0%	9	17.6%
三川	406	121	29.8%	13.8%	17	14.0%
猪尾	188	60	31.9%	16.0%	7	11.7%
高須	170	58	34.1%	21.2%	9	15.5%
年田	195	80	41.0%	28.2%	21	26.3%
下本庄	289	88	30.4%	15.6%	16	18.2%
上本庄	303	94	31.0%	16.5%	13	13.8%
山中	41	23	56.1%	34.1%	4	17.4%
新庄	179	74	41.3%	24.6%	12	16.2%
東溝井	268	109	40.7%	19.4%	9	8.3%
西溝井	217	86	39.6%	18.0%	13	15.1%
大片平	117	60	51.3%	29.1%	7	11.7%
二ノ坂	87	43	49.4%	35.6%	10	23.3%
奈多	533	184	34.5%	22.0%	25	13.6%
狩宿	831	271	32.6%	16.4%	32	11.8%
大久	35	21	60.0%	40.0%	4	19.0%
倉成	146	53	36.3%	20.5%	8	15.1%
高中	125	65	52.0%	30.4%	9	13.8%
福林	176	63	35.8%	21.0%	11	17.5%
小野	122	57	46.7%	31.1%	14	24.6%
岸奈	52	31	59.6%	32.7%	1	3.2%
南俣水	139	60	43.2%	24.5%	3	5.0%
下波多方	69	41	59.4%	37.7%	3	7.3%
合計	4,798	1,793	37.4%	20.7%	257	14.3%
市全体	30,486	10,545	34.6%	19.3%	1,768	16.9%

後期高齢者割合が市平均より高いにも関わらず、認定率が極めて低い理想的地区抜粋

地区名	人口	65歳以上	高齢化率	後期高齢者率	認定者数	認定率
東溝井						
大片平						
岸奈	645	301	46.7%	25.3%	23	7.6%
南俣水			14			
下波多方			11			14

大分県杵築市「生涯生産者のまちづくり」イメージ

~ 様々な連携のもとに成り立つ地域づくり ~





全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築

課題

- 介護保険で実践し成果を導いた地域ケア会議の手法(個別プランの検証から地域課題の把握、解決策の展開)を他の保健福祉分野にも適用
- ケースによって各種制度の調整機能並びに社会資源を連携させ効果的な支援策が提示できるコーディネーターの育成及び資質向上
- 〇 全市民を対象とした地域共生社会を構築する関係職員のマネジメントカの強化

0 生まれる前から終末期まで、ライフステージに合わせた一貫・継続した相談体制の整備 修学前 成年期 出産前 乳幼児期 修学期 高齢期 終末 妊 娠 医療 介護 就労 住まい 権利擁護 生活支援 地域活動支援

全世代対応型地域包括支援センター

〇 全市民を対象とした統括型の相談支援センターの整備を目指す

地域包括支援センター

障害者(児)相談支援センター

就労支援センター

子育て世代包括支援センター

生活困窮者自立支援センター



全世代対象の地域ケア会議(H28.5~)

- 介護保険で実践し、成果を導いた地域ケア会議の手法(個別プランの検証から地域課題の把握、 解決策の展開)を、他の保健福祉分野にも適用
- ケースによって、各種制度の調整機能及び社会資源を連携させ、効果的な支援策が提示できる コーディネーターの育成及び資質向上
- 全世代を対象とした地域包括ケアシステムに携わる関係職員のマネジメントカの強化

参加者

【関係機関】

- 市社会福祉協議会相談支援包括化推進員地域福祉コーディネーター
- 〇 公共職業安定所
- 〇 障がい相談支援事業所

(杵築市職員)

- 〇 福祉推進課 (生活支援係、障害福祉係)
- 〇 子育て世代包括支援センター
- 〇 市教育委員会
- 〇 地域包括支援センター
- 〇 医療介護連携課
- 健康長寿あんしん課 (市民健康係、国保事業係)



検討プラン

生活困窮者ケース 障がい者・児ケース 子ども子育てケース

(平成29年度実施予定) 不登校児童・生徒ケース

〇初回:平成28年5月

〇時間:第2水曜日14~16時

〇主催:福祉推進課長

〇庶務:地域包括ケア推進係

助言者

- 〇 医師・歯科医師
- 〇 作業療法士
- 〇 精神保健福祉士
- 〇 薬剤師
- 〇 管理栄養士
- 〇 医療ソーシャルワーカー
- 〇 県保健所保健師
- 〇 障がい者就労・生活支援 センター
- NPO法人(おおいた青少年 総合相談所) 等

平成29年度実績

- •会議回数 12回
- 検討ケース のべ36件

検討ケース一覧(抜粋)

- 何らかの支援が必要な人(障がい、疾病、虚弱体質等のため)の就労支援
- 認知症の親と、配偶者に精神障がい、子どもに発達障がいのある世帯の支援
- ひきこもりとなっている長期未治療の精神障がい者の支援
- 高次脳機能障がいの人の生活訓練、移動支援
- 〇 15歳カップルで妊娠したケースの支援
- 身体障がい者の65歳到達に伴う介護保険への移行
- 障がい(精神、パーソナリティ障がい等)のある母と発達障がい児の子育てに関する支援
- 〇 生活保護を受給している世帯の子育てに関する支援
- 虐待のおそれがある親への対応
- 無計画な妊娠・出産を繰り返す夫婦への家族計画等の指導
- 〇 10代の夫婦の子育てに関する支援

杵築市における地域共生社会の取り組み(まとめ)

包括的相談支援

地域づくり

年度

平成28年度 (2016)	・住民自治協議会モデル地区選定 ・地域計画作成のためのアンケート調査 ・保健、医療、福祉、教育連携会議の開催(1/月)	・大分県との人事交流・全世代を対象とした地域ケア会議の開催(1/月)・全世代対応型地域包括支援センター整備に向けた調査研究・児童等自立支援就農チャレンジ事業			
平成29年度 (2017)	 ・地域計画作成(モデル3地区) ・向野、山浦地区への移動販売車支援開始 (ローソン、県社協、コープ大分包括連携協定) ・向野地区コミュニティセンター建設 ・保健、医療、福祉、教育連携会議の開催(1/月) ・障がい者差別解消独自条例制定(2018.4.1施行) 	 ・大分県との人事交流 ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業(国のモデル事業 H31年度まで) → 相談支援包括化推進員の配置 ・全世代を対象とした地域ケア会議の開催(1/月) ・児童等自立支援就農チャレンジ事業 			
	保健医療福祉総合計画2018策定				
平成30年度 (2018)	 ・協働のまちづくり課設置 ・地域力強化推進事業 (国のモデル事業 H31年度まで) → 地域福祉コーディネーターの配置 ・地域力強化推進チームの設置(市役所内) ・向野、山浦地区移動販売同乗者設置事業(社協) ・大田地区高齢者生活困難情報収集事業(社協) ・保健、医療、福祉、教育連携会議の開催(1/月) ・山村活性化支援交付金事業 	 ・大分県との人事交流 ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業 → 相談支援包括化推進員の配置 ・社会福祉協議会財政健全化計画の作成・実行 → 職員削減 56人 → 40人 介護保険事業の廃止及び縮小 ・全世代を対象とした地域ケア会議の開催(1/月) ・児童等自立支援就農チャレンジ事業 ・子ども、若者総合相談事業(スーパーハ・イス、機能) 			
平成31年度 (2019)	・高齢者生活支援活動推進事業の創設 (杵築市単独事業)・6次産業化(東京農業大学農山村支援センター)	・大分県との人事交流 ・全世代対応型地域包括支援センター開設準備 (2020.4.1.開設予定)			



多様な地域資源の協働による「きつき版地域包括ケアシステム」のイメージ

自助•互助



福祉(介護、障害、 児童等)サービス 事業所





医師・歯科医師 OT-PT 薬剤師 歯科衛生士 管理栄養士 精神保健福祉士 障害者就業• 生活支援センター 児童自立援助 ホーム 等

専門的 (居宅、施設等) 福祉サービス



自宅

サ付高齢者住宅

グループホーム

多職種連携による情報共有

地域課題の抽出

自立に向けた助言

全世代対応

地域ケア会議

安心して暮らせる住まい (杵築市版CCRC)



地域住民

介護予防(住民主体サービス) 生涯活躍の健康・生きがいづくり 見守り・移動・買物支援体制

集落福祉員 (仮称)

住民自治協議会

(小学校区ごと)

協働 委託 相互参画

生活支援体制 コーディネーター

杵築市役所 関係行政機関 社会福祉協議会

共助•公助

農福連携による 「親方」の生活・社会 機能訓練の場



福祉の受け手が 農業の担い手に 地域共生社会の実現

農家 農業法人

きつきブランドの 農産品の販売 生涯生産者の活躍の場



ふれあいサロン 防災拠点 多世代交流 社会教育の場



小さな拠点 (道の駅)

全世代対応

アウトリーチ

インテーク

アセスメント

地域包括

支援センター

保健師 社会福祉士 ケアマネージャー 相談支援員 就労支援員 歯科衛生士 管理栄養士 等

介護・高齢者支援プラン 子育て・不登校等児童支援プラン 障害者・児(発達、医療ケア児等)支援プラン 生活困窮者・ひきこもり支援プラン

医療サービス (外来、入院、

在宅医療)

保険者 福祉事務所 健康推進館 教育委員会 等

地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 障害者基幹相談支援センター 生活困窮者自立相談支援センター

「杵築市保健医療福祉総合計画2018」の策定による地域マネジメントの規範的統合と、統合されたケアの提供に よる「生まれる前から終末期まで、ライフステージに合わせ一貫・継続した総合的な支援体制」の構築を目指す